## 申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

教育委員会事務局 文化課

許認可等の内容		栃木市文化会館利用の承認
根拠法令等及び条項		栃木市文化会館条例第4条第1項
標準処理期間	根拠条項	なし
	設定等年月日	平成 年 月 日設定
		平成 年 月 日最終変更
	標準処理期間	未設定
	根拠条項	栃木市文化会館条例第4条及び5条
		栃木市文化会館条例施行規則第2条
	参考事項	なし
	設定等年月日	平成22年3月29日設定
		平成29年3月29日最終変更

## 【基準】

- 1 利用の承認 (栃木市文化会館条例第4条)
- (1) 栃木市文化会館(以下「会館」という。)を利用しようとする者は、あらかじめ 栃木市教育委員会(以下「教育委員会」という。)の承認を受けなければならない。 承認を受けた事項を変更し、又は取消しをするときも、同様とする。
- (2) 教育委員会は、会館の管理上必要があると認めるときは、前項の承認に条件を付けることができる。
- 2 利用の制限(栃木市文化会館条例第5条)

教育委員会は、会館の利用が次の各号のいずれかに該当するときは、その利用を承認しない。

- ア 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあると認めたとき。
- イ 施設又は設備を損傷し、汚損し、又は滅失するおそれがあると認めたとき。
- ウ 暴力排除の趣旨に反すると認めたとき。
- エ 管理上支障があると認めたとき。
- オ 前各号に掲げる場合のほか、教育委員会が適当でないと認めたとき。
- 3 利用承認の申請(栃木市文化会館条例施行規則第2条)
- (1) 栃木市文化会館条例第4条第1項の規定により会館の利用承認を受けようとする 者(以下「申請者」という。)は、次に掲げる申請書を教育委員会に提出しなけれ ばならない。
  - ア 文化会館利用承認申請書 (別記様式第1号)

審査基

進

- イ 文化会館附属設備備品利用承認申請書(別記様式第2号)
- (2) (1)の申請書の提出期限は、次のとおりとする。ただし、教育委員会が特に必要と認める場合は、この限りでない。
  - ア ホール、展示室、屋外展示場及び多目的ホールにあっては、利用日の属する月 の12月前の月の初日から30日前まで
  - イ ホール附属室、会議室、和室、リハーサル室、多目的ホール控室、ホール用応接室及び練習室(以下「ホール附属室等」という。)にあっては、利用日の属する月の3月前の月の初日から3日前まで。ただし、これらの室をホール又は展示室と併用するときは、アの期間とする。